

## ○甲賀市附属機関設置条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

## (設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

## 付 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適当と認める者	18人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

3 選挙管理委員会の附属機関

## 甲賀市商工業振興計画審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第3条の規定に基づき、甲賀市商工業振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第4条 審議会の庶務は、産業経済部商工労政課において処理する。

### (その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 甲賀市商工業振興計画の策定にあたって

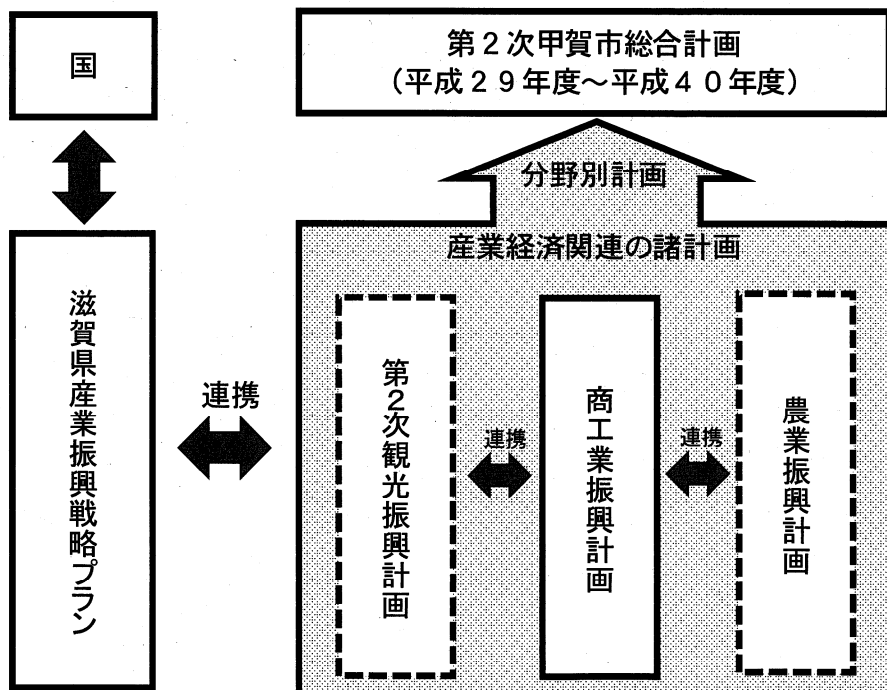
### 1. 趣旨と背景

今日の地域経済は、グローバル競争の激化や、人口減少社会の到来、消費者ニーズの多様化など、これまでにない困難に直面していることから、本市の特性と産業構造を概観するとともに、地域経済を取り巻く今日的な状況を鑑み、それぞれの産業の社会的役割を明確にした上で、地域経済の持続的発展と次代を担う若者が夢と希望を持ち続ける活力ある地域社会を築くため、商工、農林、観光など地域の産業を担う事業者と市民や行政が連携、協働して、平成28年7月に「甲賀市地域産業振興基本条例」を制定しました。

本条例では、地域産業の振興に関する基本理念を定め、地域産業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、地域産業の振興を推進し、本市の経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的としており、市の役割及び責務として、市が基本理念に基づき、地域産業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することを定めていることから、市の商工業振興のビジョンを示し、振興施策を計画的に推進するため「甲賀市商工業振興計画」を策定します。

### 2. 位置付け

本計画は、第2次甲賀市総合計画の分野別計画と位置付け、産業経済関連の諸計画と連携しながら商工業分野における将来像と実効性の高い振興施策等を示します。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度を初年度に平成42年度までの12年間を基本に検討し策定します。また、関連計画の策定状況や社会情勢の変化に沿って、より効果的な施策を展開していくため、必要に応じて見直しを行うものとします。

# 【参考】長浜市産業振興ビジョン

## 《目次》

中長期の基本的な考え方	<b>I. ビジョン策定の趣旨等</b> ..... 1	1
	1. 背景・趣旨..... 1	1
	2. 位置付け..... 1	1
	3. 計画期間..... 2	2
	<b>II. 長浜市の現状</b> ..... 3	3
	1. 社会情勢の動向..... 3	3
	2. まちづくりの概観..... 4	4
	3. 産業ポテンシャル..... 5	5
	4. 市内企業のニーズ..... 6	6
	5. 現状分析..... 9	9
<b>III. 目指す都市・産業の姿と課題</b> ..... 11	11	
1. 四半世紀後に目指す都市・産業の姿..... 11	11	
2. 課題（なすべきこと）..... 12	12	
直近5ヶ年の産業振興施策	<b>IV. 5ヶ年の目標と施策・事業</b> ..... 14	14
	1. 農商工+観光連携で取り組む地域資源の発掘とブラッシュアップ..... 16	16
	2. バイオベンチャーの事業化促進..... 18	18
	3. 国際競争力のある製品開発支援と海外市場開拓の促進..... 20	20
	4. 長浜企業のステップアップに適したインフラ整備..... 22	22
	5. 協力・連携を通じた企業家支援体制の充実..... 24	24
	<b>V. 重点プロジェクト</b> ..... 26	26
	1. 地域資源の発掘と生活文化産業の融合による長浜ブランドの創出..... 26	26
	2. 地域再生計画の実行強化によるアグリバイオ・バイオメディカルの振興..... 27	27
	3. グローバル展開を目指す長浜企業の育成..... 28	28
推進体制	<b>VI. 推進体制</b> ..... 29	29
	1. 長浜企業の足腰を総合的に支援する機関の設置と拠点施設の整備..... 29	29
	2. 目標指標..... 30	30
3. 点検・評価..... 30	30	
参考資料	<b>VII. 用語解説</b> ..... 31	31
	<b>VIII. 策定経過等</b> ..... 34	34
	1. 懇話会名簿..... 34	34
2. 策定ワーキングチーム名簿..... 34	34	
3. 懇話会及び策定ワーキングチーム開催経緯..... 35	35	

平成28年7月から

## 甲賀市地域産業振興基本条例を施行しました

### 甲賀市地域産業振興基本条例とは

地域産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる者の役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針となるものです。

### 甲賀市地域産業振興基本条例のポイント

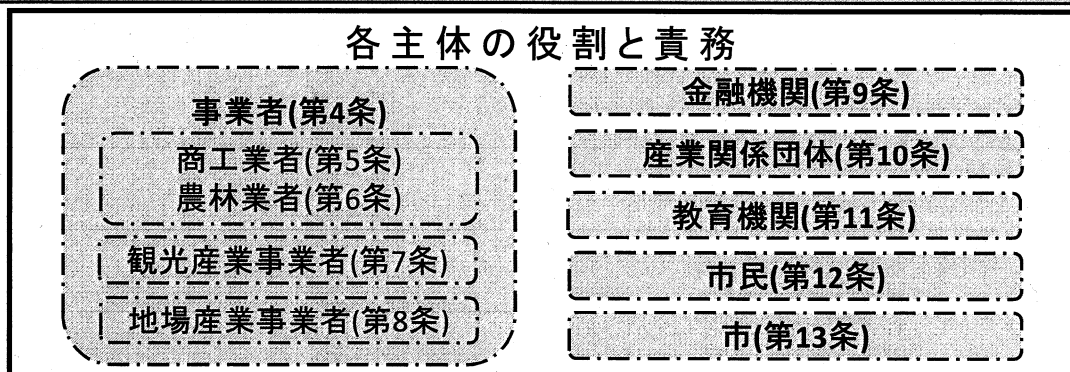
1. 市民、事業者、産業関係団体、教育機関等及び市が、役割や責務を果たしながら連携、協働を進めることで、地域産業の振興を推進し、市民生活の向上と本市の経済の活性化を図ります。
2. 商工業、農林業、観光業等の各分野が相互に連携・協働するとともに、事業者が分野や利害を超えて横断的に連携することで地域産業の振興を図ります。

### 《基本理念》

事業者の自らの創意工夫及び自主的な経営努力を基本に、事業者、産業関係団体、教育機関、市民及び市が相互に協力して総合力を発揮し、地域資源を積極的に活用することにより新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すことで、市の持続的な発展に寄与します。

### 《各主体の役割》

市の産業に携わる多彩な担い手の役割と責務、市民の役割を明らかにし、一体となって産業振興に取り組むことを規定しています。



## 市民生活の向上・地域経済の活性化

### 《期待される効果》

- 1) 事業者・金融機関・産業関係団体・教育機関・市が協働し、市民の理解と協力の下に産業振興に向けた市としての姿勢を明確にすることにより、地域経済の活性化、雇用の場の確保、税収の確保による市民サービスの向上が期待されます。
- 2) 市は地域の実情に適した産業振興策を展開する根拠となり、産業振興施策の主導的な役割を担う産業関係団体は、加入促進活動において未加入事業者などに対して働きかけがしやすくなり、産業関係団体の組織基盤の強化が期待できます。また、事業者は産業関係団体へ加入することにより、事業者間の交流が図られ取引の拡大や新たなビジネスチャンスが期待されます。
- 3) 市内外の事業者による新たな企業立地や誘致に向け、大きな宣伝効果などが期待されます。

# ○甲賀市地域産業振興基本条例

平成28年7月1日

条例第26号

## (目的)

第1条 この条例は、地域産業の振興に関する基本理念を定め、地域産業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、地域産業の振興を推進し、本市の経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で事業活動又はサービスの提供を行う全ての産業をいう。
- (2) 地域資源 産業、自然、歴史、文化、技術、技能、人材その他の資源をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む個人、法人及びその他の団体をいう。
- (4) 商工業者 事業者のうち、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する者をいう。
- (5) 農林業者 事業者のうち、農林業に従事する者（農地又は山林を所有する者も含む。）をいう。
- (6) 観光産業事業者 本市のもつ地域資源を生かし、観光に伴って発生する様々な需要に応じた事業活動に従事する者をいう。
- (7) 地場産業事業者 特定の地域にその立地条件や歴史的背景を生かして定着した特産品等の生産又は販売に従事する者をいう。
- (8) 金融機関 市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫、信用組合及び農業協同組合、又は市内の企業者が金融取引を行う機関をいう。
- (9) 産業関係団体 本市地域産業の振興及び経済の活性化に取り組む団体をいう。
- (10) 教育機関 本市地域産業の振興に資する調査、研究及び教育を行う機関をいう。
- (11) 市民 市内に在住、在勤又は通学する者をいう。
- (12) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第

1 項に規定する者をいう。

(13) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。

(14) 大企業者 第12号の規定に該当しない企業を営む者をいう。

(15) 消費者団体 消費者の権利利益の擁護及び維持のため、消費者によって自主的に組織された団体等をいう。

(16) 6次産業化 地域の第1次産業とこれに関連する第2次又は第3次産業に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組をいう。

(17) 農商工連携 農林水産業、商業、工業等の産業間が連携し、その相乗効果を地域の活性化につなげる取組をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興のため、事業者は自らの創意工夫及び自主的な経営努力を基本に、事業者、産業関係団体、教育機関、市民及び市が相互に協力して総合力を発揮し、地域資源を積極的に活用することにより新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すことで、市の持続的な発展に寄与することを基本理念とする。

(事業者の役割及び責務)

第4条 事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実を図るものとする。

2 事業者は、資材及び物品の調達、請負及び必要な工事等の発注に当たっては、他の事業者への受注機会の提供に努めるものとする。

3 事業者は、中小企業者及び小規模企業者の持続的発展並びに大企業者の地域貢献が図られることをもとに、分野又は利害を超え、相互に連携し協働に努めるものとする。

4 事業者は、産業関係団体の健全な活動及び運営に、積極的に参加及び協力するものとする。

5 事業者は、自らの事業活動及び社会貢献活動を通じて、まちづくりへの関与及び地域貢献に努めるものとする。

6 事業者は、地域社会と共存共栄し、持続的な発展を目指すものとする。

(商工業者の役割及び責務)

第5条 商工業者は、社会経済情勢の変化に即応し、技術、サービスの向上及び競争力の強化を図るとともに、市民の需要に応じた商品又はサービスを提供することにより、市民生活の向上に寄与するものとする。

(農林業者の役割及び責務)

第6条 農林業者は、安全で安心な農作物及び林産物を供給するとともに、市内で生産するこれらに係る情報を積極的に発信するものとする。

2 農林業者は、6次産業化の推進又は農商工連携により地域産業の振興を図るものとする。

3 農林業者は、産業関係団体及び市と連携し、里地里山の景観及び水源涵養機能など環境保全の維持に努めるものとする。

(観光産業事業者の役割及び責務)

第7条 観光産業事業者は、地域資源を積極的に活用し、市の独自性を高めるとともに、市外の地域との広域的な連携を強化し、魅力ある情報を国内外に積極的に発信するなど観光客の誘致に取り組み、観光に伴う消費及び交流により地域産業の振興を図るものとする。

(地場産業事業者の役割及び責務)

第8条 地場産業事業者は、地場産業が地域社会と密接に関わっていることを基本とし、新たな需要及び価値を生み出し、地域産業の振興を図るものとする。

(金融機関の役割及び責務)

第9条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、地域産業の活性化に資するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割及び責務)

第10条 産業関係団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動及び創業を支援するものとする。

2 産業関係団体は、地域産業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に進めるものとする。

3 産業関係団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、市が実施する地域産業の振興施策に協力するものとする。

4 産業関係団体は、構成員の分野を超えた交流を促し、地域産業の振興を図るものとする。



のとする。

- 5 産業関係団体は、設立及び存在の意義又は役割を十分に認識しこれを果たすものとする。

(教育機関の役割及び責務)

第11条 教育機関は、地域産業の担い手の育成を積極的に行うものとする。

- 2 教育機関は、地域産業の振興に資する人的協力及び情報の発信を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 教育機関は、研究成果等を用いて積極的な地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の役割)

第12条 市民は、地域産業の振興が市民生活の向上とまちづくりの推進につながることに理解を深め、地域産業の振興に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費活動において、事業者が提供する商品、サービス等を利用するよう努めるものとする。
- 3 市民は、事業者、産業関係団体又は市が行う地域産業の振興に関する事業及び施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 市民は、事業者が提供する商品、サービス等の向上に資するため、事業者に対し必要な意見の発信及び提案等に努めるものとする。
- 5 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費活動に対する啓発、教育及び被害の防止等について調査を行い、市民が広く共有できるよう努めることで、消費生活の安定又は向上に寄与するものとする。

(市の役割及び責務)

第13条 市は、基本理念に基づき、地域産業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、産業の分野を超えた交流及び連携を促すものとする。

- 2 市は、地域産業に関する調査及び研究を行い、地域産業の振興を図るものとする。
- 3 市は、資材及び物品の調達、請負及び必要な工事等の発注に当たっては、事業者への受注機会の提供に努めるものとする。
- 4 市は、地域産業の振興施策を推進するため、次に掲げる項目について産業関係団体との連携を図り必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 事業者間の交流及び連携
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営発達及び経営安定
- (3) 企業の誘致
- (4) 人材育成及び雇用の安定
- (5) 起業、創業又は第二創業支援
- (6) 産業基盤の整備
- (7) 産業振興に係る情報の提供
- (8) その他、地域産業の振興を図る上で必要となる施策  
(地域産業の振興に係る意見交換)

第14条 市は、地域産業の振興に係る取組の計画、要望及び評価について、検証及び改善を図るため、事業者、産業関係団体、教育機関及び市民と意見交換を行う場を設けるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 甲賀市商工業振興計画策定スケジュール

項目	平成29年度			平成30年度														
	平成30年		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
	1月	2月																
審議会開催																		
基礎調査																		
委員委嘱、正副委員長の選出等																		
方針の決定等																		
計画原案作成																		
計画原案の確定																		
パブリックコメントの実施																		
パブリックコメントの意見検討																		
計画決定																		
計画策定																		

## 甲賀市商工業振興計画審議会の情報公開（案）について

甲賀市商工業振興計画審議会の会議（以下「会議」という。）の情報公開については、次によるものとする。

### 1. 会議全般の公開（指針第4条）

会議は、公開することとし、公開等に関する基本的な事項等は指針に準拠するものとする。

### 2. 会議の公開等に関する基本的な事項

#### (1) 会議の傍聴（指針第5条）

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その他傍聴席の設置や傍聴者の定員等については、次による。

① 会場に傍聴席を設ける。

② 傍聴席の定員は5名以上とする。

※但し、会場の規模等やむを得ない事情があるときはその限りでない。

③ 傍聴者には会議資料を配布する。（又は、閲覧に供するものとする。）

#### (2) 会議開催の周知方法（指針第7条）

会議開催予定の7日前までに、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開又は非公開の別、傍聴者の定員、傍聴手続き、問い合わせ先など必要な事項を、市のホームページに掲載する。

#### (3) 会議録の作成及び会議結果の公表（指針第8条）

会議の会議録を作成し、会議開催後概ね1か月以内に、市のホームページに掲載する。

## 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

### (附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

### (会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### (公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

### (公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
  - (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
  - (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
  - (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
  - (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
  - (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- （会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。



様式第1号（第7条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	